

一般社団法人全国病児保育協議会
認定病児保育専門士
(保育士) (看護師)

資格認定実施要項

(資格認定に関わる手引き)

「一般社団法人全国病児保育協議会 認定病児保育専門士（保育士）（看護師）」

資格認定実施要項（資格認定に関わる手引き）

「病児保育専門士」は、病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とし、病児保育の専門性を高め、さらに家庭での看護方法などの研鑽を積み、家庭での「家庭看護」へつなぐことにより、病児保育を通して究極の子育て支援を行うことのできる保育士・看護師のこととする。

一般社団法人全国病児保育協議会（以下 「(一社)全国病児保育協議会」）は、上記の「病児保育専門士（保育士）（看護師）」（以下、病児保育専門士）を育成するために、保育士・看護師に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、「一般社団法人 全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として認定する。

1. 認定のための受験資格

病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とする。

- ① （一社）全国病児保育協議会に施設又は個人で加盟し、病児保育室・病後児保育室に常勤として2年以上勤務しているもの。または、非常勤として3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。
- ② 施設長から（一社）全国病児保育協議会所定の「施設長推薦状」において、推薦を受けることのできる者。
- ② （一社）全国病児保育病児保育協議会が開催する「病児保育専門士認定講座」をすべて受講することができる者。

以上3点すべての条件を満たすことのできる者を受験資格者とする。

2. 資格認定のための参加登録

- 1) 参加登録を希望するものは申請期間に必要な書類を整えて書留で、資格認定委員会事務局に郵送する。

◆申請書類

- (1) 参加登録申込書（所定の様式）
- (2) 勤務先推薦書（所定の様式）
- (3) 履歴書（所定の様式）
- (4) 資格証明書の写し

◆申請期間 2019年 5月 13日～2019年 6月 13日（必着）

◆申請書類提出方法及び、提出先

- 1) 封入する封筒は、A4サイズで折らずに入るものとする。封筒の表左側に「資格認定参加登録申込」と朱書きし、郵便書留にて下記の住所に郵送する。
- 2) 書類審査を行い、申請者に「受講決定通知書」をもって通知する。
- 3) 通知を受けた受験資格者は、資格認定研修に必要な費用：25,000円を所定の口座に入金する。
- 4) 入金を確認したうえで、資格認定研修会の要項等の必要書類を送付する。
- 5) 参加登録申請（入金済み）後、やむを得ない理由で資格認定研修に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定研修への受講資格を有する。参加できないものは、資格認定研修会が開催される前日までに、速やかに不参加理由書（様式自由）を、資格認定事務局に提出する。所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。

- 6) 一旦提出された、登録申請書及び、入金された研修費用は、理由の如何を問わず返還しない。

「資格認定参加登録申込」送付先

〒 860-0059

熊本市西区野中 2 丁目 12-26 みらく病児保育センター内

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」

資格認定委員会事務局

3. 資格認定までのプロセス

資格認定ため参加登録手続き

↓

認定委員会にて、研修参加について検討。

↓

資格認定研修会の参加

↓

課題・研修レポートの提出

↓

課題・研修レポート 審査（形式等）

↓

面接・口頭試問

↓

登録および認定手続き

↓

認定書交付

4. 課題・レポート提出

- 1) 課題・レポートの提出資格（研修終了認定）を有してから、2か月以内に提出する。
- 2) 課題・レポート提出要領は、2000字以上6000字以内として、詳細は研修会のレポートの書き方の資料に記載する。
- 3) 課題・レポートを提出したものには、口頭試問実施通知を送付する。
- 4) 提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかった者は、課題・レポート提出の権利を失う。

5. 口頭試問

- 1) 課題・レポートが受理されたものは、原則3ヶ月以内に口頭試問が行われる。
- 2) 審査結果は、受験者に文書で通知する。
- 3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の1回に限り、口頭試問を受けることができる。

欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。

試験当日の不測の事態については、別途検討する。

所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問受験資格を失う。

- 4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、別途定める。
- 5) 合否に関する問い合わせには、いかなる理由があっても回答しない。

6. 登録および資格認定交付手続き

- 1) 口頭試問合格者は、所定の期間までに「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局に提出する。

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。

認定料：10,000円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書に添付する。

既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

- 2) 所定の手続きを完了した者を、「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として登録し、認定書を交付する。

認定の有効期間は5年間である。更新研修等については、別途定める。

附則

- 1・申請書・推薦書・履歴書に不備または、虚偽の申請があった場合は、受講資格を喪失する。
- 2・口頭試問において不合格となったものは、不合格となった年度から2年度を経過したのち、再受講を認めることとする。再受講の場合は、受講手続きを受講要綱に従って申し込むこととする。再受講は、1回のみとする。
- 3・産前産後休暇・育児休暇・介護休暇を取得した者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、産休・育休・介護休暇を証明する書類を提出することとする。書式は自由)
- 4・疾病等で、長期休職する者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、診断書を提出することとする。)
- 5・天災による講習会の中止、延期に関して、交通費等の補償はしない。